平成２４年（フ）第１００６号
堺市南区城山台２丁３番20―103号
債務者　奥野　正彦
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０１９号
堺市西区津久野町３丁29番19号
債務者　宮嵜　松美
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０４７号
堺市中区八田北町407番地５　昌栄マンション205号、前住所堺市南区槇塚台１丁10番15―408号
債務者　本間　秀雄
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０７４号
大阪府藤井寺市道明寺１丁目21番24号
債務者　東部　都一
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０８６号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番45―506号
債務者　平井　孝典
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０９０号
大阪府高石市東羽衣２丁目９番13号
債務者　塩川　良子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０９４号
堺市北区東上野芝町２丁500番地１　ファミールハイツ上野芝Ⅲ―1112
債務者　原　千影
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０９６号
堺市中区福田330番地22
債務者　山本あゆみ
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１０６号
大阪府羽曳野市大黒463番地の７
債務者　土出　篤史
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１１０号
大阪府松原市上田７丁目３番４号
債務者　奥井　忠夫
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
山口県宇部市中村３丁目３番40―１号
債務者　山下　有加
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第７８号
北海道北見市東三輪１丁目31番地36
債務者　大隅　英俊
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第７８４号
仙台市青葉区高松３丁目17番34号　小松島市営住宅408号
債務者　須藤　晴市
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４１３号
茨城県常陸大宮市栄町1301番地の４
債務者　内田久美子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４２４号
茨城県水戸市白梅３丁目３番25―308号
ホーユウコンフォルト水戸白梅
債務者　鈴木　英子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４３３号
茨城県ひたちなか市大字田彦1276番地
債務者　滝　久子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２０１号
茨城県猿島郡五霞町大字大福田230番地
債務者　笈沼千代子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２０９号
茨城県結城市大字結城6113番地６エンブレムD205、前住所茨城県筑西市辻1495番地７
債務者　髙松　秀信
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部